

令和5年度 第2回寝屋川市国民健康保険運営協議会

日 時 令和5年9月22日（金）

時 間 午後2時～午後2時35分

場 所 議会棟5階 第二委員会室

○事務局 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。それでは、ただ今から、寝屋川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様には公私何かとご多忙中にも関わりませず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

初めに、ご報告させていただきます。被用者保険等代表委員の神谷委員につきましては、8月31日付で辞任届の提出がございましたので、新たに被用者保険等代表委員として大隅委員を委嘱させていただきました。

また、本日、被保険者代表委員の小川委員、被用者保険等代表委員の森脇委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。

また、保険医又は保険薬剤師代表委員の磯和委員につきましては、ご到着が遅れている様子です。

現在、委員定数14人中11人のご出席をいただいておりますので、寝屋川市国民健康保険運営協議会規則第6条第1項の規定に基づき会議は成立いたします。

なお、傍聴人におかれましては閲覧用の会議資料をお配りしておりますが、会議の終了後は、その資料を返却していただきますようお願いいたします。この場合、その写しの交付を必要とするときは、実費をお支払いいただくことにより、写しの交付を受けることができますので、よろしくお

願いをいたします。

それでは、会長よろしく願いをいたします。

○福田会長 はじめに、国民健康保険運営協議会規則第7条第2項に基づく署名委員でございますが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福田会長 それでは、丸山委員と梶田委員にお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは本日の案件、次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）について、事務局から説明をお願いいたします。

行武課長。

○行武課長 それでは、ご説明の前に資料のご確認をお願いいたします。

先日郵送させていただきました資料で、資料1-1といたしまして、「次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）」の冊子、資料1-2といたしまして、「次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）概要」で、A3、片面1枚。

本日、配付させていただきました資料で、資料2といたしまして、「次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）について」で、A4、横1枚。

資料3といたしまして、「次期大阪府国民健康保険運営方針について（府が実施する財政調整事業）」A4、横6枚。

資料4といたしまして、「大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る意見（案）」A4、縦1枚。

最後に、「今後のスケジュール」A4、横1枚となっております。

資料の過不足はございませんでしょうか。

それでは、次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）について説明させていただきます。

申し訳ございませんが、着座で説明をさせていただきます。

今回はプロジェクターを用意いたしましたので、お手元の資料、又は、スクリーンをご覧になってください。

まず、資料1-1の冊子につきましては、先般、大阪府から示されました、令和5年12月策定予定の「次期大阪府国民健康保険運営方針」の素案でございます。内容が多岐に亘ることから、資料1-2の概要版で説明いたします。

次期大阪府国民健康保険運営方針のポイントといたしましては、「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を実施するべく、府と43市町村の国保が「大阪府で一つの国保」として、目指す方向性について共有するために策定されるものでございます。

この方針は令和5年12月策定予定であり、対象期間は令和6年4月1日から令和12年3月31日までとなっており、3年をめぐりに見直しを行うとされています。

次に、左側中段、府における国保制度運営における基本的な考え方といたしまして、「被保険者間の受益と負担の公平性の確保」と「被保険者の負担軽減、持続可能な国保運営の実現」を二本柱とし、「保険財政の安定的運営」「予防・健康づくり、医療費の適正化」「事業運営の広域化・効率化」の三つの施策を府と市町村で役割分担し、実施するものとされています。

めざす方向性については、被保険者が安心して医療サービスを受けられることができるとともに、安定的かつ持続可能な制度を実現するとなっております。

次に、主な取組内容といたしまして、右側に記載されておりますが、この次期運営方針には、「①保険財政の安定的運営」の「2 市町村における保険料の標準的な算定方法」に、府内市町村の保険料率の完全統一が明記されており、また、財政調整事業という新たな取り組みを行うことで被保険者の負担軽減を図ることが記載されています。

また、「②予防・健康づくり、医療費の適正化」の「5 医療費の適正化の取組」に、健康づくり施策等の充実・強化を図ることや、「③事業運営の広域化、効率化」の「7 市町村が担う事務の標準的・広域的及び効率的な運営の推進」に被保険者証の統一が記載されるなど、様々な内容について府統一基準や考え方が掲載されております。

その中で、次期運営方針の主な変更・新規項目のうち、本市への影響が大きい項目についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。

本市への影響が大きい項目について、主に3点ございます。

1点目、一般会計繰入について、令和5年度までは「解消すべきもの」という記載でしたが、令和6年度以降は「生じないことを原則とする」となっております。

これにより、これまで市独自の保険料減免等の財源として繰入を行ってまいりましたが、今後は、繰入ができなくなります。

2点目、激変緩和措置について、令和5年度までの激変緩和措置期間の記載が削除されたことにより、令和6年4月1日から保険料率・保険料の減免基準が府内完全統一となるものでございます。

これにより、これまで市独自で基金を活用し、保険料を引き下げてきたことや、市独自の減免基準を適用し、被保険者の負担軽減を図ってまいりましたが、今後は、市独自施策ができなくなります。

3点目、財政調整事業について、令和6年度から新たに大阪府が行う施策でございます。

この財政調整事業とは、保険料完全統一後の国民健康保険制度の枠組みの中において、府及び市町村の国民健康保険特別会計の財源を有効活用し、被保険者の負担軽減を図るものです。

この財政調整事業については、資料3でご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

1ページ目をご覧ください。

これまで、府内統一保険料は上昇傾向にあることから、本市は統一保険料の引き下げを府に要望するとともに、基金を活用し、保険料を引き下げ、被保険者の負担軽減を図ってまいりました。

しかし、令和6年度からは市独自で行っていた保険料の引き下げや減免はできなくなります。

そこで、大阪府においても、府全体で統一保険料を引き下げる仕組みが必要であると考えられ、その内容が次のページでございます。

大阪府が実施する財政調整事業でございます。保険料引き下げ施策は3つの事業で構成されています。

次のページをご覧ください。

① 事業費納付金を通じた保険料抑制でございます。

これは、国公費等を考慮し、1人当たり額と被保険者数を掛けた金額を事業費納付金として、市から府へ納める仕組みです。

本市においては、一人当たり額は681円とされており、試算でございますが、毎年約3,000万円の事業費納付金が増加することとなり、その財源としては、市の基金を活用することとなります。

次ページをご覧ください。

② 府交付金の財源配分等の見直しでございます。

これまで保健事業等の取組に対し、インセンティブとして交付していた  
だいていた交付金が減額され、統一保険料の抑制財源として活用する内容  
となっております。

本市の令和4年度決算では実質収支3億1,553万8,000円のうち、このイ  
ンセンティブによる交付金が2億8,357万4,000円含まれていることから、  
この交付金が減額されますと、本市の実質収支額、いわゆる黒字額が減額  
することとなります。

また、令和5年度から実施されている保健事業に係る財源についても、  
更なる見直しを図られる可能性があります。

次ページをご覧ください。

③ 府国保特会の剰余金及び府財政安定化基金の活用でございます。

こちらは、既に大阪府において、剰余金を統一保険料の抑制財源とされ  
てきたものでございますので、今後においても様々な施策・方策をもって  
保険料を抑制するよう、要望してまいります。

以上が府の財政調整事業の内容でございます。

次に、ここまで説明をさせていただきました内容を踏まえ、市としての  
大阪府への法定意見（案）を説明いたします。

資料4をご覧ください。

まず、前文といたしまして、市町村に過度な負担とならないよう、適宜、  
制度内容を見直すことと、府内統一保険料の引き下げを求めてまいりたい  
と考えております。

下表をご覧ください。

意見1といたしまして、府内統一保険料は医療費推計の府内市町村合計  
額に基づき計算されていることから、不用額が発生した場合、その不用額

分も含め、計算されていることとなります。よって、府内統一保険料の抑制の観点から、医療費を精緻に推計するよう意見します。

資料2といたしまして、本市の被保険者世帯が最も多い単身の7割軽減世帯への保険料負担が大きくならないよう、保険料の賦課割合について、この数年間の制度改正等の状況を踏まえ、見直しをするよう意見します。

意見3といたしまして、財政調整事業について、統一保険料の抑制額や本市の具体的な影響額が、現時点において大阪府から示されていないことから、保険料抑制の効果額を算出した上で、各市町村の納付金額を決定するよう意見します。

意見4といたしまして、保険料減免について、現在の統一基準では、本市が独自で行ってきた保険料減免と基準が違い、被保険者の保険料負担に影響する可能性があることから、柔軟な対応と統一基準の拡充検討を意見します。

意見5といたしまして、これまでも新型コロナウイルス感染症に伴い、新たな給付として傷病手当金を行う際に、府内市町村は統一基準で行うよう府から指示があったことから、今後、国からの通知等に基づき新たな給付を行う場合は、府内統一基準を調整会議において検討するよう意見します。

最後に、今後のスケジュールでございますが、府内市町村へ法定意見聴取を9月末に行った後に、10月中旬から11月中旬に府がパブリックコメントを行うこととしています。

その後、広域化調整会議や府運営協議会を経て、12月に運営方針を策定予定となっています。

その運営方針に基づき、令和6年度の府内統一保険料を計算し、1月に公表される予定となっています。

説明は以上でございます。

○福田会長 説明は終わりました。ただ今の説明についてご質問はございますか。松尾委員。

○松尾委員 私もこの計画の素案を一応、目を通させていただいたのですが、大阪全体が同じ保険料になる、一つだということが強調されています。ただ、所得、世帯が一緒であれば同じ保険料というのは分かりやすいかもしれませんが、問題はこの保険料、大阪は全国的に最も高いレベルです。支払いににくいです。これをどう解決するかということがないと、単純に同じだから良いとはならないと思います。だから、大阪の高い保険料を、どう解決するかということを大阪府は検討するべきだと考えます。

少しだけ例を挙げて言いますが、今年度の国保料で、例えば30代夫婦と就学児、子ども2人の4人世帯で収入300万円の場合で、大阪府の統一保険料は37万406円です。横浜市は25万90円です。神戸市は26万5,910円、京都市は29万6,160円、これだけ大阪府の保険料は高いということです。

あともう一例、昨年度の保険料でいいますと、40歳の夫婦と子ども2人、中学生、高校生の世帯所得200万の場合で、大阪府の統一保険料は41万2,115円です。名古屋市は23万3,760円、同じ世帯の例ですけれども、これだけ違うんです。川崎市は23万8,600円、神戸市は33万2,680円、明石市は28万9,800円。かなり大阪府は高いです。これをどうするかということが結局触れられていないです。私はここが一番問題だと思います。これはどのように考えていますか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 松尾委員がおっしゃられました大阪府の統一保険料ですが、確かに全国的に見ますと高額な部分はあるといったところでございます。現在、都道府県単位での統一というのは、国からも明確に方針を打ち出さ



れているところで、全国の都道府県が完全統一に向けて、今後、取り組むものと考えています。

そういった中で大阪府は、次期運営方針において完全統一というものを打ち出しています。本市といたしましても、保険料が高くなることは推察しておりますので、統一保険料の引き下げを今回の法定意見聴取において、第一にお伝えさせていただいき、新たな財政調整事業について、それを実施することでどの程度引き下がるのか、どのような具体的金額になるのかを、明確に大阪府が示した上で決定するよう意見させていただきたいと考えているところでございます。

○福田会長 松尾委員。

○松尾委員 いずれにしても収納率のことも触れられていますけれども、やはり保険料を下げる、負担軽減するということをしないと、これも上がらない問題ですから、この辺はぜひ考えていただければと思います。

市町村の法定外繰入は認めない、負担軽減のための減免等の繰入も認めないという部分になりますけれど、これは2008年に寝屋川市は全国で最も高い保険料ということで、4人家族200万の収入世帯で、50万を超えた、これは大変だということで、これまでは寝屋川市独自で頑張ってきたのです。それができなくなるとなりますと、結局これは保険料値上げにつながるんじゃないかと大変僕らは心配します。この国保は自治事務で法定受託事務とは違いますので、国や大阪府の関与は技術的な助言が中心で強制力はないのです。だから今回も市町村の同意を得る形でやろうとしているところがあります。ここは、ぜひ寝屋川市はこういう流れの中で大変ですけど頑張してほしい、全国的には都道府県化の流れは確かにそうですけれど、大阪府が突出しています。来年度から統一する都道府県でいいますと、極少数と思います。都道府県もまだまだ慎重に色々なことを考えていると思

います。その点も含めて、これは見直しを認めるかと思えますけれども、いかがですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 国民健康保険料の完全統一につきましては、令和6年度から実際に行うところは、大阪府以外に2都道府県あるところを認識しているところでございます。また、完全統一を進めることは、公平性の観点から重要であるという国の方針が示されていますので、他の都道府県においても、ゆくゆくは完全統一になろうかと考えているところでございます。

○福田会長 大久保部長。

○大久保部長 保険料率を決定するにあたっては、人口規模であったり、その都道府県での医療費も大きく影響してくるものと思っています。国の公費においても同様の算出の方法で各都道府県に配分がされているものなのですが、委員おっしゃられているとおり、大阪府が高額になっているというのは事実としてあります。今いただいたご意見も踏まえまして、全国の均衡も踏まえた抑制ができるような記述に変更をさせていただくなど、会長等とも相談しながら決めていきたいと思っています。

○福田会長 松尾委員。

○松尾委員 いずれにしても、この国保の問題というのは本当に高度な問題、これは大阪府も言っています。他の保険と比べて年齢構成は高い、医療費水準は高い、低所得者が多いという状況を大阪府が抱えているというように言っていますが、これは変な話、加入者の所得が低いところほど保険料は高くなる。払える人が多いところほど安くなるという仕組みです。しかも家族が増えたら高くなる。他の健康保険だったら別に家族が何人でも同じ保険料ですが、国保は人数が増えたら高くなる均等割という制

度がありますので、これがまた高くなるという要因になっていきますので、こういうことも見直しをしないと。この寝屋川市も含めて大阪全体ですと低所得者の方が多くて医療費がかかる。だからこそこれは国、大阪府、市町村の役割があるわけですよ。この6年間、寝屋川市で負担軽減のために基金から34億円取り崩して保険料を下げてきたわけです。そういう努力をしているわけです。それができなくなると、市民の負担が大きくなるという事を一番心配します。国民健康保険法でも市町村が保険料を決めると、賦課することが決まっているわけです。これは統一の云々とはまた別なので、その辺も含めて、ぜひ最大限努力してほしいということをこれは改めて申し上げたいのですけれどもいかがですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 委員おっしゃられるとおり、これまで寝屋川市におきましては、平成30年度の制度改正があり、経過措置期間として令和5年度までの6年間において、基金を34億円活用させていただいて、被保険者の負担軽減を図ってきたところです。そういった中で令和6年度、統一となるというところで、本市としては今まで引き下げてきたという実績もございますので、大阪府の統一保険料について、いかに下げられるのか。大阪府にありとあらゆる方策、そして財源、そういったものを活用して少しでも下げるようにという要望をこれまでもしてきたところですが、今回の意見聴取においても強く求めていきたいと考えているところでございます。

○福田会長 松尾委員。

○松尾委員 具体的に資料として出ていますので、少し聞いておきますけれども、これは財政調整事業というのは具体的にはどうなるのか、というのはもう一つよく分かりません。下げるのだらうなという感じはしますけれども、具体的にどのように下がるのかというのはよく分からないという

感じがするのですけれども、これはどうですかね。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 大阪府が新たに始める財政調整事業につきましては、今回、制度概要は示されたのですが、本市がどのくらい納付をするのか、それによってどのくらい保険料が引き下がるのかといった具体的な数字、金額がまだ示されていないというところです。

本市におきましては、具体的な金額を算出し、示した上で各市町村の納付金額など、決定するようというような形で意見させていただきたいと考えているところでございます。

○福田会長 松尾委員。

○松尾委員 例えば、事業費納付金を通じた保険料抑制というので、一人あたり681円、被保険者数分を市町村が負担するということですね。これも単純に言えば681円安くしろとかいうことだけれども、しかし全体のことは分からないという、多分そんなことでしょう。

あと、財源配分等の見直しについても、保険者努力支援分は、これは出来高払いじゃないけれども、保険料の収納とか、医療費抑制とか、成果が上がったら増やすとか、そういう部分がありますから、本当に安定した財源なのかどうかというのはよく分からないという感じがしますので、これもどうなのかと思います。

あともう1点だけ聞いておきますけれども、この資料4の意見案の2番目、6対4が7対3ですか、ということですね。これは単身者が多いということで、単身者の負担を軽減すると、これはそういう趣旨だということで理解していいのですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 まず、先ほど委員おっしゃられました事業費納付金を通じた

保険料抑制額ですが、681円というのは本市の納付金額を決めるための単価でございまして、保険料が681円そのまま引き下がるということではありません。保険料というのは所得であったり、被保険者一人あたりの均等割、平等割で計算される制度になっておりますので、681円がそのまま単純に引き下がるわけではないというところをご説明をさせていただきます。

その上で、ご質問の法定意見案の賦課割合ですけれども、本市は、平成29年度の制度改正前は均等割と平等割が70対30という割合にしていたのですが、府内統一はこれが60対40となっているところでございます。こちらにつきましては、大阪府が多子世帯、世帯人数が多い世帯に対しての負担を軽減するという目的で、当時の政令の70対30ではなく60対40に設定したところでございます。

ただ、その後の制度改正等におきまして、例えば、未就学児のいる世帯については軽減が図られましたので、これを元に戻す、70対30とすることによって単身世帯の負担軽減に戻すべきではないかということ、昨年度の運営協議会の場で委員からご意見をいただきまして、今回、市としてこれを意見させていただこうと考えているところでございます。

○福田会長 松尾委員。

○松尾委員 この意見について、別に異議はありませんけれども、ただ、大阪府全体が高い保険料になっているので、それは避けるべきだということ、やっぱり市町村の努力を継続すべきだとか、私の意見ですけれどもそういうのも含めて、ぜひ十分、意見を反映できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○福田会長 他にありませんか。

ないようでしたら、事務局、本日、委員からいただいた意見を踏まえ、

大阪府へ法定意見を整理していただきたいと思います。また、法定意見の最終調整については、会長と会長の職務代行に一任いただき、事務局と調整の上、決定し、皆様に報告させていただこうと考えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○福田会長 それでは、そうさせていただきます。

案件としては、これで終了します。

この際ですので、委員から何かご質問等はございませんか。

他にございませんので、なければ事務局から何かありますか。

行武課長。

○行武課長 本日は貴重なご意見ありがとうございました。大阪府国民健康保険運営方針（素案）への市としての法定意見につきましては、本日皆さまからいただきましたご意見を踏まえ、取りまとめさせていただきたいと存じます。

また、本日の会議後に、この運営方針（素案）のことで何かご意見がございましたら、9月27日水曜日までに事務局にご連絡いただけましたら、その意見も踏まえ法定意見を精査させていただきます。現在、大阪府から正式な通知は来ておりませんが、予定としましては、本日、府内市町村に法定意見聴取についての通知が届き、約1週間から10日程度の期間で提出をすることとなる旨、大阪府に確認しております。

会長及び会長の職務代行と調整し、提出する法定意見につきましては、運営協議会委員の皆さまへも改めてご報告させていただきます。

次回の国民健康保険運営協議会については、詳細な日程等は会長とご相談させていただき、委員の皆さまに通知させていただきたいと存じます。

事務局からの連絡は以上です。

○福田会長 それでは、本日の会議は、これで終わらせていただきます。

閉会にあたり、大久保部長からあいさつを受けることにいたします。

大久保部長。

○大久保部長 本日は、委員の皆さまにおかれましては、急な日程調整にも関わらず、お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございました。

本日、ご説明させていただきました次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）への市としての法定意見につきましては、委員の皆様からいただきましたご意見等を踏まえ、事務局で整理し、会長、会長の職務代行と調整させていただいた後、大阪府へ提出させていただきたいと考えております。

今後、大阪府から様々な情報が提供されるとは存じますが、必要な事項については、皆様へも共有をさせていただきますので、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○福田会長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして、第2回寝屋川市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

